待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の 拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として全国で2 万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性のある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。

よって政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 待機児童解消のため、企業主導型保育を強力に推進するとともに「待機児童 解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度 を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
- 2 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

東京事務所長様

和歌山県議会議長 浅井修一郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画担当)